



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 三菱製鋼株式会社  
代表者名 取締役社長 佐藤 基行  
(コード番号 5632 東証第一部)  
問合せ先 総務人事部長 倉内 拓哉  
(TEL. 03-3536-3111)

#### 当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「取締役」という）の報酬体系を改定し、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入すること、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 93 回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議すること、および本制度の詳細を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

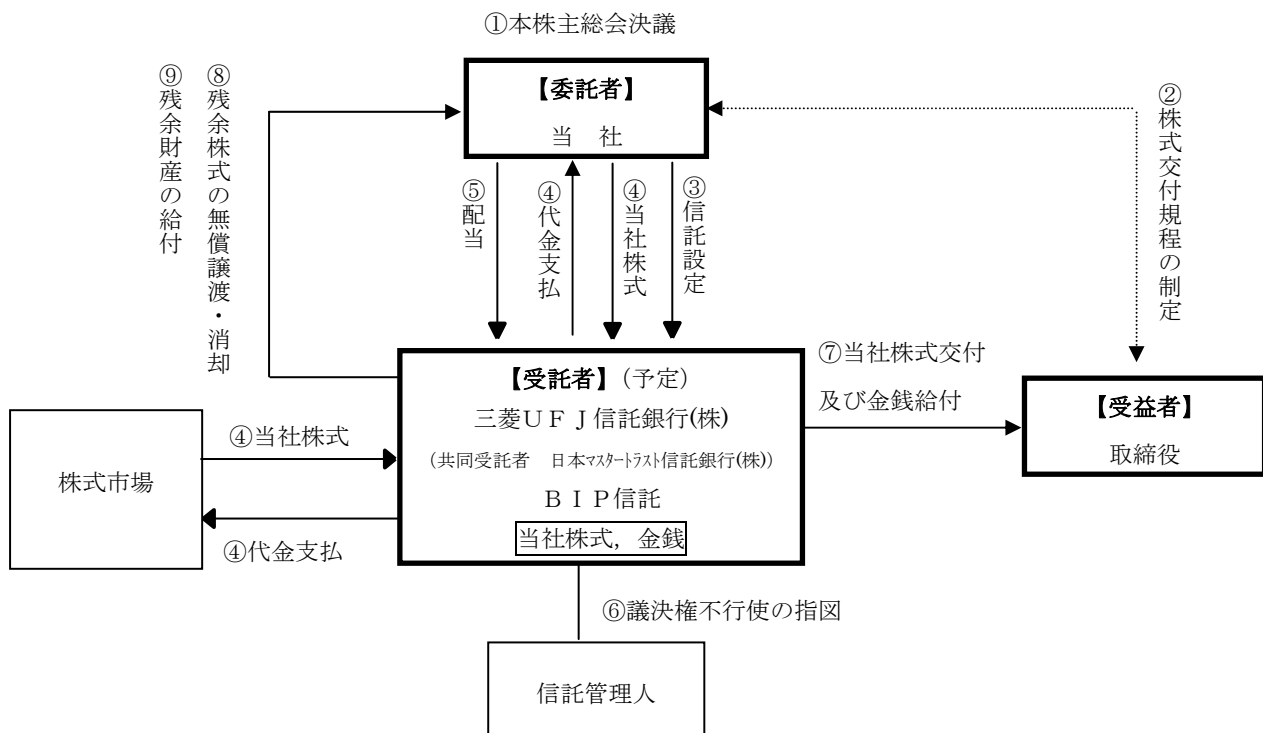
##### 1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役を対象に、中長期的な業績向上および企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、中長期業績との連動性が高く、かつ株主との利害を共有する役員報酬制度とするため、本制度を導入いたします。
- (2) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にしたインセンティブプランであり、B I P 信託が取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を役員報酬として交付および給付（以下「交付等」という）するものです。
- (3) 取締役は、本制度および役員持株会を通じて取得した当社株式を、退任後 1 年が経過するまで継続保有することとしています。これは、株主と取締役との利害の共有をはかること、中長期的な視点での企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的としています。
- (4) 取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

## 2. 役員報酬体系及び報酬等に関する方針

- (1) 取締役の報酬制度は、役位ごとに一定水準の報酬が支給される「基本報酬（固定）」、年度業績に連動する「賞与」、および中長期業績に連動する「株式報酬」により構成します。
- (2) 業績連動報酬のうち、賞与は着実な年度収益向上への意欲を高めることを目的としており、連結営業利益の業績目標達成度等に基づき決定され、金額は標準的な業績目標達成時の報酬額を100%とした場合、0%~200%の間で変動します。また、株式報酬は中長期的な収益向上とともに事業規模の拡大への意欲を高めることならびに株主との価値観を共有することを目的としております。連結売上高、連結営業利益、ROE等の中期経営計画目標値達成度等に基づき交付株式数が決定され、交付株式数は標準的な業績目標達成時の株式数を100%とした場合、0%~200%の間で変動します。
- (3) 当社は、取締役会の下部機関として、独立社外取締役を委員とするガバナンス委員会を設置しており、取締役の報酬等に関する方針は、ガバナンス委員会の助言を得た上で、取締役会の決議により決定します。

## 3. 本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という）を設定します。

- ④受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（第三者割当による自己株式処分または新株の発行）または株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる株式交付ポイント数（下記4. (5)に定める）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記4. (7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

#### 4. 本制度の内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した5事業年度を対象とし（以下「対象期間」という）、中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等を役員報酬として交付等する制度です。ただし、当社は、現在、平成28年4月1日から平成33年3月末日までの5事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるため、本年度に開始する対象期間（以下「初回対象期間」という）については、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度とします。（※1）

（※1）下記(4)による本信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

##### (2) 本制度の導入に係る株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および交付する株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)による本信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

##### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、下記(5)に定める株式交付ポイントに応じ

た数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

- ① 制度開始日以降、取締役として在任していること（制度開始日以降、新たに取締役となった者を含む）
- ② 国内居住者であること
- ③ 在任中に一定の非違行為を原因として解任された者でないこと
- ④ 下記(5)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

#### (4) 信託期間

平成 29 年 9 月から平成 33 年 8 月末までの約 4 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。

その場合、本信託の信託期間は、当初信託終了予定日の翌日から 5 年後の日まで延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金額の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

#### (5) 取締役に交付される当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）

対象期間中の毎年 7 月 1 日（同日が営業日でない場合には、翌営業日とする）（※1）に、取締役に対して、以下の算定式に基づくポイントが付与され、対象期間終了直後の 6 月頃に、累積したポイント数に業績連動係数（※2）を乗じて算出したポイント（以下「株式交付ポイント」という）に基づき、交付株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を決定します。1 ポイント当たりの当社株式は 1 株とします。（※3）

（ポイント算定式）

役員別基本報酬額（※4）× B I P 信託構成比率（※4）÷ 対象期間の開始する月の前月（本年度に実施する制度については平成 29 年 8 月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切捨て）

（株式交付ポイント）

信託期間中に累積したポイント×業績連動係数

（※1）初回のポイント付与は、平成 29 年 9 月 19 日（予定）とします。

（※2）業績連動係数は対象期間における最終事業年度の連結売上高、連結営業利益、および R O E 等の目標達成度に基づき、0 %～200 %の範囲で決定します。

（※3）信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

（※4）「役員別基本報酬額」や「B I P 信託構成比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

(6) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役に対して、対象期間終了直後の7月頃に、株式交付ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から行い、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分相当額の金銭の給付を本信託から行います。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付される当社株式の予定株数（換価処分の対象となる株式数を含む）

当社が、初回対象期間に本信託へ拠出する信託金の金額は2.16億円（4事業年度分）（※1）を上限といたします。

ただし、上記（4）第2段落の本信託の継続を行う場合は、2.70億円（5事業年度分）（※1）を上限といたします。

（※1）本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

本信託において、上記（6）により交付等が行われる当社株式の総数（換価処分の対象となる株式を含む）は、初回対象期間については92.6万株（ただし、上記（4）第2段落の本信託の継続を行う場合は、対象期間ごとに115.8万株）（以下「上限交付株式数」という）を上限とします。この上限交付株式数は、上記の本信託に拠出する金額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

なお、本株主総会では、本議案と併せて株式併合（以下「本株式併合」という）にかかる議案を付議することとしています。同議案が可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の併合比率（10株を1株に併合）に照らし、初回対象期間については9.26万株（ただし、上記（4）第2段落の本信託の継続を行う場合は、対象期間ごとに11.58万株）に、変更されるものとします。本株式併合の詳細につきましては、平成29年4月28日開示の「単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（7）の株式取得資金および上限交付株式数の範囲内で、当社からの第三者割当による自己株式処分、新株の発行、または株式市場からの取得の方法により行うことを予定しております。株式取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち取締役に対する交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の

変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                      |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤ 受益者     | 取締役のうち受益者要件を充足する者                                      |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成29年9月19日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 平成29年9月19日（予定）～平成33年8月末日（予定）                           |
| ⑨ 制度開始日   | 平成29年9月19日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の金額  | 1.61億円（予定）（信託報酬および信託費用を含む）                             |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上